

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業(令和6年度完了事業) 実施状況及び効果検証

No.	事業名称	実施計画の事業番号	事業の概要(実施計画上)	所管課	A 総事業費 (円)	B 交付金充当経費			C 国庫補助額	D その他 (一般財源や 補助対象外経 費等)	事業 始期	事業 終期	成果目標	実施状況 及び 成果実績	効果検証
						交付金充当経費	国庫補助額	その他 (一般財源や 補助対象外経 費等)							
					291,023,786	291,023,786	0	0							
1	低所得世帯物価高騰対応重点支援給付金【物価高騰対策給付金】	R5 2	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 700世帯×100千円 事務費 2886千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出】 ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 (700世帯)	福祉課	67,222,300	67,222,300	0	0	R6.2.9	R6.7.31	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	令和6年2月から申請を受け付け、令和6年3月21日から支給を開始し、令和6年5月15日まで実施した。 令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯658世帯に10万円を給付した。	物価高が続く中で、影響を強く受ける低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するとともに、地域経済の活性化に寄与する取組となった。		
2	低所得子育て世帯物価高騰対応重点支援給付金【物価高騰対策給付金】	R5 3	①物価高が続く中で低所得子育て世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得子育て世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算として18歳以下の児童1人当たり5万円を支給 600人×50千円 事務費 1438千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出】 ④R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算として18歳以下の児童 (250世帯)	福祉課	16,339,342	16,339,342	0	0	R6.4.3	R7.1.20	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	令和6年2月から申請を受け付け、令和5年3月21日から支給を開始し、令和6年6月5日まで実施した。 令和5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算として18歳以下の児童1人当たり5万円を171世帯に給付した。	物価高が続く中で低所得子育て世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するとともに、地域経済の活性化に寄与する取組となった。		
3	高齢者施設等に係る物価高騰支援事業	R5 14	①物価高騰により影響を受けている高齢者施設等へ支援を行うことで、持続的な介護保険サービスの提供につながる。また、利用者負担額の増加を抑え、継続的にサービス利用が可能になる。 ②市内にある高齢者施設等を対象とし、電力・ガス・食費等の物価高騰分について支援する。 ③総事業費 5,978千円、対象事業所数:84事業所 (入所系) 定員19人以下 45千円×9事業所=405千円 定員20~39人 150千円×6事業所=900千円 定員40~69人 280千円×4事業所=840千円 定員70~89人 410千円×2事業所=820千円 定員90人 515千円×2事業所=1,030千円 (入所系:有料老人ホーム) 定員19人以下 22千円(該当なし) 定員20~39人 73千円×1事業所=73千円 定員40~69人 138千円×1事業所=138千円 定員70~89人 204千円(該当なし) 定員90人 257千円(該当なし) (通所系) 定員35人以下 31千円×12事業所=372千円 ※通常規模型:延利使用者750人以下/月) 定員36人以上 65千円×8事業所=520千円 ※大規模型:延利使用者750人以上/月) (訪問系) 22千円×40事業所=880千円 ④水俣市内にある高齢者施設等を対象とする。	いきいき健康課	1,800,823	1,800,823	0	0	R6.7.26	R7.1.10	申請施設等に対する支援率:100%	高齢者施設等事業所13箇所に対して、電力・ガス・食費等の物価高騰分として、合計1,801千円(1,800,823円)の支援を行った。 申請施設等に対する支援率:100%	高齢者施設等の運営を継続するうえで、経済的に必要な経費について支援をすることができ、事業所の負担を軽減することで、介護保険サービスの持続的な提供につなげることができた。 また、物価高騰による負担増について、利用者へ負担を転嫁できない施設の経営維持に貢献することができたとともに、物価高騰による負担増について、利用者へ負担を転嫁できる施設についても、利用者側の負担増を抑制することができた。 特に、本市以外の近隣自治体にも施設等を運営している事業者からは、近隣自治体では実施していない取組みのため、本負担軽減策が経営の一助となつたという話があった。		
4	令和6年度物価高騰対応重点支援給付金	R6 2	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 658世帯×100千円、令和6年度非課税化世帯 245世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税化世帯 110世帯×100千円、子どもも加算 373人×50千円、定額減税を補足する給付の対象者 6699人 (160540千円) のうちR6計画分 事務費 9613千円 事務費の内容 【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出】 ④低所得世帯等の給付対象世帯数(1013世帯)、定額減税を補足する給付の対象者数(6699人)	福祉課	186,925,899	186,925,899	0	0	R6.4.3	R7.2.21	対象世帯に対して令和6年8月までに支給を開始する	物価高騰対応重点支援として、令和5年度から令和6年度に均等割のみ課税世帯 658世帯、非課税化給付世帯245世帯、均等割のみ課税化世帯110世帯、子どもも加算 373人、定額減税を補足する給付対象者 3,848人に186,925千円給付した。 いずれの対象世帯に対しても、令和6年8月までに支給を開始した。	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するとともに、地域経済の活性化に寄与する取組となった。		
5	物価高騰対策水俣市学校給食会計補助金交付事業	R6 11	① 食材費高騰による給食費の値上げや食材の切詰め等を防ぐことを目的として、給食費の不足額に補助金を支給し、子育て世帯の負担軽減を図る。 ② 学校給食会計における令和6年3月～令和7年2月分の食材費のうち、現在の給食費で負担できる水準を超えた金額として、以下の算式により積算した額を補助する。 ・食材費=給食費 ・給食費については、教職員等に係る分を除き、かつ、運営費に充当するものとされている金額(令和5年度1食当り2円、令和6年度1食当り1円)を除くものとする。 ・食材費については、教職員等に係る分を、食数按分等により除くものとする。 ③積算 ・令和6年3月分 食材費= (給食費収入-食数×2円) =5,461,814円-(5,109,643円-20,340食×2円)=392,851円 ・令和6年4月～令和7年2月分 食材費= (給食費収入-食数×1円) =88,126,128円-(78,938,510円-312,504食×1円)=9,500,122円 ・補助額 392,851円+9,500,122円=9,892,973円 ④ 水俣市学校給食センター運営委員会(給食費を負担する保護者)	教育課	8,706,475	8,706,475	0	0	R6.12.13	R7.3.25	令和6年度中の値上げを行わない。 補助により、給食費の値上がりの影響を受けない児童生徒数約1,500人	食材費高騰による給食費の値上げや食材の切詰め等を防ぐことを目的として、給食費の不足額に補助金を支給し、子育て世帯の負担軽減を図った結果、令和6年度中の給食費値上げを行わなかった。 補助により、給食費の値上がりの影響を受けなかった児童生徒数:1,548人	新しい物価上昇の中においても、児童に対して安定した給食提供を継続することができ、子育て世帯の物価高騰による影響を抑止することができた。 また、給食物資納入業者の過度なコスト削減等の影響を無くすことができた。		
6	省エネ家電製品買換え促進補助金交付事業	R6 12	①電気使用料の価格高騰に伴い増加している家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、家庭内で比較的電気使用量の多いエアコン、電気冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い換えることにより、家庭での電気使用料が抑えられ、生活者支援につながる。 ②水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金 10,000円/台・ ・事務費(事便料、消耗品費) 43,600円…イ ・アナイ=10,043,600円 ③[R6.7.1～R6.12.27 申請受付分] ・補助金 エアコン 50,000円×100台=5,000,000円 冷蔵庫 50,000円×100台=5,000,000円 ・郵便料 決定通知(改定前) 84円×100通=8,400円 決定通知(改定後) 110円×100通=11,000円 申請書類等事業者送付用 140円×30通=4,200円 ・消耗品費(申請書類用ファイル、チラシ用カラーライナ等) 20,000円 ④交付対象者 水俣市民(R19.5世帯、R6.4現在) ・製造年から9年以上経過した製品から、新品への買換等に限る。 ・購入合計金額の2分の1(1万円以下切り捨て)を補助(上限5万円) ・1世帯1回限り ・市内店舗での購入に限る ・業務(事務所等)で使用する機器は対象外	環境課	10,028,947	10,028,947	0	0	R6.6.24	R6.9.19	省エネ家電買換え支援世帯数:200世帯	家庭内で比較的電気使用量の多いエアコン、電気冷蔵庫を省エネ性能の高い製品に買い換える世帯に対し補助を行った。 補助件数:202世帯 補助額:10,000千円	【消費エネルギー量削減による家計支援】 202世帯への支援を行い、全体で約45,000kWh／年の電力消費を削減した。(電力単価@23円としたとき、約100万円／年の削減) 併せて、二酸化炭素排出量を、約18.3トン／年削減した。 ※全件が10年前の機器からの買換であったと仮定した推計による。		
7	燃料油等価格高騰対策補助金交付事業(漁船燃油)	R6 13	①燃料価格高騰の影響を受けている漁業者を支援し、漁業経営の安定を図る。 ②漁業者が所有する漁船の燃料代の一部補助。 ③燃料費購入補助 2,200千円(R6.2月～R7.1月分) ・対象組合:組合、漁業協同組合員数:108人(R6.4時点) ・単価等:R5.40の燃油単価を基準とし、R6.2からR6.5までは単価の実績との差8円を用いるが、R6.6からR7.1までは基準単価と購入時点との単価差(ただし、上限30円)に購入額を乗じた額を補助する。 ・8,0052円×月×4月×8円(R6.2～R6.5)+8,0050円×月×8月×30円(R6.6～R7.1)=2,200千円 ④漁業協同組合・漁業協同組合員・組合員が経営する法人	農林水産課	618,104	618,104	0	0	R6.7.12	R7.2.20	燃油高騰による事業停止:0件	漁業者が所有する漁船の燃料代の一部補助を行った。 燃油高騰による事業停止:0件	漁業從事者及び漁協から、燃油価格高騰の抑制によって、出漁断念の回避など漁業経営への影響を緩和することができたと聞いています。 燃油高騰対策により漁業從事者の生活圧迫感を緩和することができたことに加え、燃油高騰が原因による事業停止がなく漁業経営の継続が図られた。		
8	物価高騰対策事業補助金交付事業(園芸生産)	R6 14	①地域の生産意欲のある農業者等が導入する農業用機械の導入にあたり、物価高騰等により上昇した導入経費の一部を支援し、農作業の省力化と、経費削減することで、経営安定を図る。 ②ワッヂツバーアイ導入費 ③840,000円×1/3=280,000円 ④農業者で構成する任意組合	農林水産課	250,000	250,000	0	0	R6.9.2	R6.11.29	作業時間削減(現:175.9h/10a→目標:63.1h/10a)	農業者等が導入する農業用機械の導入に当たり、物価高騰等により上昇した導入経費の一部を支援した。 作業時間:175.9h/10a	果樹(不知火、甘夏)の剪定作業で生じる剪定枝をウッドチッパーで粉碎処理することで作業時間を削減するもので、事業効果が表れるのは次年度からとなる。		
9	保育所・認定こども園物価高騰対策事業	R6 15	①物価高騰の影響を受けている保育施設等に対して、光熱水費・燃料費(食材費除く)の上昇分の一部支援を行う。 ②光熱水費・燃料費(食材費除く)の上昇分の一部(定額補助) ③利用定員20人以上59人以下84,750円(5園)=423,750円 ④私立保育所、私立幼稚園(施設型給付園)、私立認定こども園	こども子育て課	1,299,725	1,299,725	0	0	R6.11.20	R7.2.20	申請施設等に対する支援率:100%	保育所・認定こども園における物価高騰に伴う光熱水費・燃料費等の上昇分について補助を行った。 ・利用定員20人以上59人以下 84,750円/園=508,500円 ・利用定員60人以上 153,000円/園=765,000円 ・上限額を下回った分(令和5年度からの上昇額)26,225円/園 ・辞退:1園	物価高騰に伴う光熱水費・燃料費等の上昇分について、申請のあった保育所・認定こども園に対し定額補助(上限額の範囲内で実費相当)を行うことで、経費負担の増加を緩和し、令和6年度の定期的な保育運営の確保に貢献することができた。 なお、申請施設に対して100%支援を行い(上限額を下回った上昇額にも対応)、激甚な物価高騰による運営への影響を抑制するという当初目的は達成された。		

No.	事業名称	実施計画の年度 事業番号	事業の概要(実施計画上) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	所管課	A 総事業費 (円)	B 交付金充当経費			C 国庫補助額	D その他 (一般財源や 補助対象外経 費等)	事業 始期	事業 終期	成果目標	実施状況 及び 成果実績	効果検証
						B 交付金充当経費	C 国庫補助額	D その他 (一般財源や 補助対象外経 費等)							
10	高齢者施設等に係る物価高騰支援事業	R6 16	①目的・効果： 物価高騰により影響を受けてる高齢者施設等へ支援を行うことで、持続的な介護保険サービスの提供につながる。また、利用者負担額の増加を抑え、継続的にサービス利用が可能になる。 ②交付金を充当する経費内容： 市内にある高齢者施設等を対象とし、電力・ガス・食費等の物価高騰分について支援する。 ③積算根拠： 総事業費: 8,585千円、対象事業所数: 80事業所 (入所系) 定員19人以下 67,500円×9事業所=607,500円 定員20～39人 225,000円×5事業所=1,125,000円 定員40～69人 420,000円×3事業所=1,260,000円 定員70～89人 615,000円×3事業所=1,845,000円 定員90人 722,500円×1事業所=722,500円 (入所系・有料老人ホーム) 定員19人以下 33,000円(該当なし) 定員40～69人 207,000円×1事業所=207,000円 定員20～39人 109,500円×1事業所=109,500円(該当なし) (通所系) 定員35人以下 46,500円×12事業所=558,000円 定員36人以上 97,500円×8事業所=780,000円 ※通常規模型(延利用率750人以下/月) ※大規模型(延利用率750人以上/月) (訪問系) 33,000円×40か所=1,320,000円 ④水俣市内にある高齢者施設等を対象とする。	いきいき健康課	4,537,993	4,537,993	0	0	R7.1.20	R7.3.10	物価高騰による事業停止:0件	高齢者施設等事業所32箇所に対して合計4,538千円の支援を行うことで、物価高騰に伴う負担増の影響を軽減することができ、物価高騰による負担増による事業停止となる事態を防止できた。 物価高騰による事業停止:0件	高齢者施設等の運営を継続するうえで、経済的に必要な経費について支援をすることができ、事業所の負担を軽減することで、介護保険サービスの持続的な提供につなげることができた。 また、物価高騰による負担増について、利用者へ負担を転嫁できない施設の経営維持に貢献することができたとともに、物価高騰による負担増について、利用者へ負担を転嫁できる施設についても、利用者側の負担増を抑制することができた。 これまで、県の支援を受けてもなお物価高騰による影響額が残る事業所に対して実施していたが、今回は県に先駆けて市で支援を実施したため、より多くの事業所に対して早期に支援することができた。		